

令和3年1月14日

職員の皆さま

社会福祉法人リデルライトホーム

事務長 木村准治

「新型コロナウイルス感染症対策」

勤務時間の調整、在宅勤務の活用について

熊本県におきましては、爆発的感染拡大として判断され、熊本県独自の緊急事態宣言が出されました。高齢者施設でのクラスターが相次ぎ発生しております。

出来る限り人との接触を少なくするためにも、勤務時間の調整、在宅勤務の活用を、各事業所でしていただきたいと思っております。

各自、注意事項を確認してください。

- ① 届出書は必要ありません。
- ② 出勤時、退勤時の打刻は必ずしてください。
- ③ 4時間以上時間調整をする方で、年休取得5日に達していない方は、年休を優先し、3月末までには年休を5日以上必ず取得するようお願いいたします。